

## 平成 28 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議

日時：平成 29 年 2 月 10 日（金）

午前 9 時 58 分～午前 11 時 58 分

場所：堺市役所本館地下 1 階堺市職員会館大会議室

○宮前子ども企画課長 皆様、おはようございます。それでは定刻になりましたので、ただいまから平成 28 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日は、お忙しいところ御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。私は、本日、司会を務めさせていただきます子ども企画課長の宮前でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは会議に先立ちまして、役員改選等に伴い本会議委員に変更がございましたので、新たに委員に就任いただいた方の御紹介をさせていただきます。

堺市立小中学校長会、谷野敏子委員にかわりまして、藤田美穂子委員でございます。

○藤田委員 福泉中央小学校校長の藤田と申します。よろしくお願ひいたします。

○宮前子ども企画課長 よろしくお願ひいたします。

堺市 P T A 協議会、井樋正和委員にかわりまして、橋本明委員。また、堺市民生委員児童委員連合会、松岡淳子委員にかわりまして、西川麗子委員でございますが、本日お二人は所用のため欠席でございます。

委員の任期は、平成 29 年 6 月 30 日まででございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、定足数の確認でございますが、本日、御欠席の委員は西川委員、橋本委員、平野委員、岡崎委員の 4 名であり、委員の出席が過半数に達しておりますので、堺市子ども・子育て会議条例第 6 条第 2 項の規定に基づき、本会議は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の会議は堺市子ども・子育て会議規則第 2 条の規定によりまして公開となっておりますので、よろしくお願ひいたします。現在、傍聴者の方はおられません。

なお、本日の会議内容は会議録作成のため録音させていただくとともに、会議録につきましては委員名を含めて堺市のホームページなどへ公開させていただくこととなりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、子ども青少年局局長の吉浦より御挨拶申し上げます。

○吉浦子ども青少年局長　皆さん、おはようございます。子ども青少年局局長の吉浦でございます。本日はお忙しい中、堺市子ども・子育て会議に御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、委員の皆様には、平素は本市の子育て支援行政の推進を初めまして、市政各般にわたり温かい御支援、御協力をいただいておりますことに厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、子ども・子育て支援新制度がスタートしまして、間もなく2年が経過をいたします。本市におきましては、この新制度を円滑に実施するため、また、計画的に子育て支援サービスの充実を図るため、本会議で御議論いただいて作成をいたしました子ども・子育て支援事業計画に基づきまして、多種多様なニーズに対応した子育て施策の充実・強化に取り組んでいるところでございます。

先日、日経デュアルと日本経済新聞の自治体調査「共働き子育てしやすい街」におきまして、堺市が2年連続で関西で1位、西日本で2位という形で選ばれております。事業計画に基づき日々積み重ねてまいりました取り組みが実を結びまして、評価を得られたものというふう感じております。

また、事業計画にのせることができていなかった事業であっても、新たに取り組んでいるものがございます。資料で机の上に置いているかと思えますけれども、さかい子育て応援アプリ。これは子育て支援情報などを子育て世帯の利用率が高いスマートフォンを活用して、タイムリーにわかりやすくお届けするアプリでございます。これを1月31日から配信をいたしました。昨日までの10日間で、1,800件近くダウンロードをいただいております。また、このアプリのキャラクターですけれども、これは堺市出身のイラストレーターの西村軍団という方がお描きになられたもので、堺市の母子健康手帳などにもこのイラストを使わせていただいております。

今回の会議からは、この事業計画にございます各事業の進捗状況についての報告も新たに加わってまいります。委員の皆様には、本会議におきまして幅広い視点から御議論いただきますようお願いを申し上げまして、開会に当たっての御挨拶にさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮前子ども企画課長　では、ここで、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

まず会議次第、座席図、委員名簿。資料といたしましては、資料1-1、資料1-1の別紙、堺市における子ども・子育て支援新制度移行状況、資料1-2、堺市子ども・子育て

支援事業計画における量の見込み・確保方策等の状況について、資料 2、平成 29 年度新たに利用定員を設定する教育・保育施設等（案）、資料 3-1、資料 3-2、堺市子ども・子育て支援事業計画の平成 27 年度進捗状況について、資料 3-3、堺市子ども・子育て支援事業計画新規追加事業報告書。

以上、不足などがございましたら事務局職員にお申しつけください。また、黄色の表紙の堺市子ども・子育て支援事業計画をお手元にお持ちでない委員がおられましたら、こちらで御用意ございますので、どうぞお申しつけください。皆様、よろしいでしょうか。

それでは、堺市子ども・子育て会議条例第 5 条第 2 項により、議事の進行を山縣会長にお願いいたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○山縣会長　皆さん、おはようございます。早朝から集まっていたいてありがとうございます。

きょうは、大きく 3 つの案件ということになるんですが、先ほど局長の話にもありましたように、27 年度、2 年前に本格実施ということになりまして一度、初年度の振り返りといえますか、どういう進みぐあいであったかという確認から今年度の状況、さらに、次年度も 4 月直前になっておりますので利用定員等がどうなっているか、その辺につきまして御意見をいただくということになります。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

では、早速ですけれども、議事の（1）教育・保育供給体制の確保方策について、説明をお願いします。

○事務局　おはようございます。事務局でございます。それでは、お手元の資料、資料 1-1 及び別紙をごらんいただけますでしょうか。堺市におけます子ども・子育て支援制度の移行状況ということで、資料を御説明させていただきます。

資料 1-1 については平成 26 年度新制度移行前の施設の状況、堺市における施設の状況を平成 26 年度の欄に記入しております。上から順番に、民間保育所が 87 園、公立保育所が 19 園というような形で、こういった施設状況であったものが平成 27 年度、新制度に移行することで、こういう形で施設種別が移行していったというのが、この一覧表でございます。

具体的には、29 年度（予定）ということですが、まだ年度末ぎりぎり、いろいろ認可の関係とか、きょう審議していただく件もありますが、29 年度の予定としましては幼保連携型認定こども園が 98 カ所、幼稚園型認定こども園が 6 カ所等々、こういうような施設種別になりますということです。括弧に記載させていただいておりますのが、前年度から

具体的な変更点ということで、例えば、幼保連携型認定こども園でありましたら新しく新設した園がございます。さらに、幼稚園・保育所を統合した形で、幼保連携型認定こども園になった施設が2カ所。さらに、公立保育所からの民営化が1カ所。さらに、昨年度御報告させていただいたと思うんですが公立保育所を、基本1カ所を除き、全ての公立保育所を幼保連携型認定こども園化するというところでございますので、そういった施設が移行してくるという状況でございます。ちょっとここ細かいので、2枚目の資料1-1別紙のほうをごらんください。

先ほどの資料1-1のほうを円グラフにして、比率がわかるように視覚的に表現したものが、この資料でございます。平成26年度、堺市の特徴としましては、やはり認定こども園が非常に伸びてきているというのが、このグラフを見ていただいたらよくおわかりになるかと思えます。平成26年度新制度移行前は保育所が約64%、幼稚園が約31%、認定こども園が約5%であった施設の種類の比率が、27年、28年、そして今度29年度の予定につきましては、保育所が12%、幼稚園が25%。こちらの幼稚園につきましては、私学助成及び新制度に幼稚園のまま移行した施設も含まれております。あくまで施設種別として幼稚園という施設種別になっている施設が25%、そして認定こども園、こちらは幼保連携型と幼稚園型、そして保育所型を含めて一くくり、認定こども園という位置づけのものが63%ということで、堺市の特徴としては非常に認定こども園の移行率が高いと。こちらにつきましては、政令市の中でも一番トップの移行率ということになっております。政令市の中でも、認定こども園の比率が一番高い自治体ということになっております。

資料1-1につきましては、以上でございます。

○近藤幼保推進課長　それでは続きまして、堺市子ども・子育て支援事業計画におけます量の見込み・供給体制の確保方策の状況について御説明させていただきます。お手元の資料1-2のほうを御参照願います。

まず、資料の上段のほうでお示ししておりますのは、平成27年3月に堺市子ども・子育て支援事業計画を策定した際に見込んでおりました、2号認定、3号認定と呼ばれます、いわゆる保育を必要としますお子さんにつきましては平成28年度のニーズ量と確保量、平成28年4月の実績値及びその差を表にまとめさせていただいたものです。

まず、保育ニーズを意味します量の見込みですが、2号認定のお子さんにつきましては事業計画では1万837人と見込んでおりましたが、実績値のほうは1万469人ということで、見込んでいたレベルまでの伸びは見られませんでした。一方で、3号認定のお子さん

につきましては、1歳児、2歳児につきましては事業計画 5,812 人に対して実績が 6,108 人、ゼロ歳児につきましては事業計画 1,230 人に対して実績が 1,265 人と、ともに見込みを上回る結果となっております。

次に、受け入れ枠を意味します確保方策でございますが、表の下から 2 行目の計の欄のほうに記載していますとおり、2 号認定、3 号認定ともに実績値が計画値を下回っております。これにつきましては、認定こども園のほうに移行する幼稚園が事業計画で見込んでいたほど移行しなかったことが主な要因ではないかなと考えております。そのような中で、既存施設におきまして施設の面積ですとか、職員数などの基準を満たした上で定員を超えた受け入れを行いましたほか、平成 27 年 4 月から子ども・子育て新制度の枠組みの中で新たに認可事業となりました、ゼロ歳児から 2 歳児までを保育します地域型保育事業、これによる受け入れ枠の整備を行うなどによりまして、待機児童数のほうにつきましては平成 27 年 4 月の 54 人から平成 28 年 4 月は 16 人に減少しております。

なお、この表につきましては、各区ごとにつくっています計画値や実績値、その差のほうを単純に合計して作成してございますので、表に示す量の見込みと確保方策の差が一番下の行の必要整備量となっているわけではありません。そのため、2 号認定及び 3 号認定のゼロ歳児につきましては、量の見込みのほうが確保方策を下回っているにもかかわらず、必要整備量として数値のほう上がるということになっております。

続きまして、資料の中央部の状況が記載されております部分を御参照願います。左のほうのグラフに示すとおり、就学前児童数につきましては年々減少傾向にある一方、右のグラフでお示ししていますように、認定こども園や保育所などの利用申込数は年々増加傾向にあります。この利用申込の伸びにつきましては、低年齢児のほうを中心となっております。平成 27 年度は先ほど言いましたゼロ歳児から 2 歳児を保育する地域型保育事業のうちの小規模保育事業を新たに始めるなど、低年齢児を中心とした受け入れ枠の拡大に取り組みました。その結果、平成 28 年 4 月 1 日の待機児童数につきましては、平成 27 年の 54 人から 16 人ということで 38 人減少する結果となりました。

このうち、ゼロ歳児から 2 歳児の待機児童数につきましては、52 人から 7 人に減少しておりますが、一方で 3 歳児の利用申込数というのも増加傾向を示しております。3 歳児の待機児童数につきましては 2 人、27 年度 4 月が 2 人だったんですけれども、これが 9 人に増加する結果となっております。保育ニーズの増加傾向につきましては当面の間は続く見込んでおりますが、将来的には総人口、就学前児童数ともに減少することが現時点

では予想されております。したがって、新たに認定こども園ですとか保育所などを整備することにつきましては、やはり施設の供給課題という点から長期的な視点に立って、慎重に対応のほうを検討する必要があると考えております。

そこで、待機児童解消とその継続に向けましては、まずは幼稚園の認定こども園の移行によりまして、保育を必要とされるお子さんの受け入れ枠を新たに設けるであるとか、既存施設の増築なんかによりまして受け入れ枠の拡大を図るなど、既存施設をまず最大限に活用した上で、状況に応じて小規模保育事業なども効果的に取り入れる。こういったことで取り組んでいきたいと考えております。

なお、平成 29 年 4 月の待機児童解消に向けましては、資料下段のほうにお示ししております対策に記載のような内容で、受け入れ枠の確保を進めているところでございます。

説明は以上です。

○山縣会長　　ありがとうございました。資料 1-1 から 1-2 までで説明をいただきましたけれども、何か委員から質問等ございますでしょうか。じゃあ、ちょっと取っかかりを私のほうから。

非常に保育所、幼稚園の現場の方々かなり堺の場合は努力を、協力をさせていただいて、新しい仕組みにどんどん移行しているという状況なんですけれども、一方で 16 人の待機児がいらっしゃると。これが他と全く違うのは、半数以上が 3 歳以上であるという。普通はゼロ、1、2 歳で 6 割ですか、7 割ですという状況下で 3 歳が残ってしまう、待機になってしまう理由というのは、区レベルで見たら 3 とか 2 とかですよ。これは調整できないのか。保護者の方々に特定の園を希望しているとかで、調整をしても利用に結びつかないということとか、その辺の精査はどうなっているんですかね。特に 3 歳児のところ、余りにもよそと違うので気になったんですが。今わからなければ、後でも結構ですけれども。

○近藤幼保推進課長　　今回、3 歳児につきまして待機が 2 人から 9 人ということで、7 人ふえるということになりまして、当然、利用に当たっては調整のほうを各区役所のほうで鋭意に進めていただいているところなんですけれども、やはりこれまで低年齢児を中心に受け入れ枠の確保を進めてきて、低年齢児のほうのは減少することができたんですが、一方で会長もおっしゃっているように 3 歳からの受け皿というところで、ことしの一つの傾向として出ているのかなと感じております。

当然、29 年度の待機児の解消に向けてということで、その辺を意識して、3 歳児枠の受け入れについて、既存施設の中での増築ですとか、今回は新たに認定こども園を 1 つ増設

しております。また、小規模保育事業につきましても、利用調整の結果、3歳の利用調整がうまくいかなかった場合にも、引き続き、小規模保育事業所で利用できるとか。また、円滑化と呼んでおりまして、職員の配置ですとか面積の基準を満たした上であれば、定員を超えて受け入れることができるという制度があるんですけども、これにつきましても一応、国の基準では120%というところが一つの目安になっておるんですけども、その基準120%を超えての受け入れができるということで、国の見直しがありましたので、そういうこともちょっと有効に活用しながら、何とか3歳の受け入れ枠の確保はしていきたいと考えております。

○事務局　　済みません、補足なんですけれど。今、コトドリ課長のほうから説明させていただきましたとおり、どちらかといえば一昨年まではゼロから2歳の子ども子どもさんを中心に待機児が多かったということで、新制度移行の一つの特徴、メリットとしての地域型の小規模保育事業ですね。そこを今までの大規模施設、一般的なフルスペックのゼロから5歳児の保育施設に加えて、ゼロから2歳児の、やっぱり小規模保育事業の整備量を大分ふやしたというところがありまして、ゼロから2は逆に随分落としかかかれてはきているんですが、やはり卒園児の受け皿という意味での3歳児のところが厳しくなっているというような状況です。もう一つの御質問の3歳児の待機については、市として区役所のほうで利用調整をした結果、特定の園だけを希望している子どもさんというのは、もう差し引いた後の数というふうに。

○山縣会長　　本当に入れられない人だね。

○事務局　　そうです。本当の意味で入れられない人というふうに受け取っていただければというふうに思います。

○山縣会長　　現場のほう、池尾委員とか石田委員、3歳児がふえるというのは、実感としてありますか。ゼロ、1、2のイメージは、すごい誰でも。

○石田委員　　幼稚園のほうは、というか、あんまりないですね。

○山縣会長　　ですよ。

○石田委員　　ええ。

○山縣会長　　保育所のほうは。

○池尾委員　　うちの場合3歳は、もうはっきり申し上げてパンパン。

○山縣会長　　いっぱい。

○池尾委員　　いっぱい入っています。何でかなとは、僕も考えているところはあるんで

すけれども。

○石田委員　幼稚園のほうは、私の園はそんな実感はないんですけれども、私立幼稚園は随分前から預かり保育を充実させていますので、マッチングをもうちょっと保護者の方にも働きかけて、こんな園があるよ、ここにこういうふうに長いこと預かってくれる園があるというようなことも、頑張って今やっただいただいているんですけれども、それがもうちょっとうまいこと動き出したら、そんなに困ることはないと思うんですが、いかがでしょうかね。

○山縣会長　草野さんは保護者の実感として、そういう話は出てきますか。3歳が入れなくなったな、堺市って。

○草野委員　そこまで具体的に出てきているということは聞いてはいないですけど、でも、何となく世の中の流れとしても働きやすい雰囲気が、ママが、女性の方が働きやすい雰囲気が出てきているというので、自分も働きたいな、保育所に子どもを預けたいなというような人がふえてきているのかなってというのは感じます。

○山縣会長　どうぞ、澤本委員。

○澤本委員　私、スマイル訪問とか行かせていただいています。生後6カ月の子どもさんたちの、1人目の子どもさんのところへ行ったりするんですけれども、そのときにお母さんたちは、その間から保育園に入れないと、保育園には入れないからってということで1歳までで申し込みをされて、お仕事が決まる前にとりあえず保育園だけ申し込んで行かせておいて、その後で仕事を探すっていうお母さんの話を私はよく聞きます。その辺で、もう少し子どもと一緒にいたいんだけど、あと半年待つともう途中から保育園入れないので、ちょっと気にはなるけれども今から申し込んでいますっていうお母さんの声は結構、私は聞いているんですけれども。

○山縣会長　ゼロ、1、2については今の、全くおっしゃるとおりで、よく実感できるんですけれども。ちょっとその辺、少し変わった傾向が出たということなんで、3歳以上のところを私自身もちょっと見逃しがちというか、余り気にしていなかったんですけれども、フォローをしっかりとよろしくお願いします。

ほか、今のこと以外で結構です。この資料に関して、何かございますでしょうか。

三宅委員。

○三宅委員　確認なんですけれども、これは分園からの、いわゆる本園に移る3歳児問題で発生しているということはないんでしょうか。つまり、ゼロ、1、2で分園で扱って、



例えば保護者の方が本園に行きたいんだ、でも本園はいっぱいだから預かれない、そんな状況が起きているという可能性はありませんか。

○山縣会長　小規模保育との関係もきっと一緒だと思うんです。3歳未満を中心にして、あるいは認証保育から。

○近藤幼保推進課長　28年4月の、今回の結果の中では分園なんかを、卒園されて次に行くところがなかったというお子さんはいらっしやらなかったです。

○三宅委員　今後の発生ということも、フォローはできるということによろしいですか。

○近藤幼保推進課長　当然、我々としても2歳で分園を卒園されたとか、あと、次にいくところがないということは、やっぱりあってはならないことだと思っていますので、当然そこを意識して、今回の受け入れ枠の整備もそこを念頭に置いてやっていますし、利用調整をするに当たっても、そういう分園の卒園の方が次を申し込まれる場合には、そういうところを配慮というんですか、加点をするとして、あえて利用調整を行うということもしております。

○三宅委員　了解です。

○山縣会長　今、三宅委員の質問がありましたけれど、分園と小規模保育と認証保育、3歳未満を中心に定員設定をされるところを利用している保護者にとって、やっぱりそこを利用したくない方って結構いらっしやるんですね。つながっていないから。その施設が悪いという意味ではなくて、3歳以上の継続部分の保証が本当にされますかというところを本当に不安に思っておられますので、利用調整のところをしっかりお願いをしたいと思います。

じゃあ、議論は、きょうは行ったり来たりすることは可能だと思いますので一連の、3年間連続の評価なり計画になります2つ目の案件について、次年度の利用定員等について説明をお願いしたいと思います。

○近藤幼保推進課長　それでは、平成29年度に新たに利用定員を設定します教育・保育施設についてということで、御説明をさせていただきます。お手元の資料の2を御参照願います。

こちらでお示ししている施設ですけれども、平成29年の4月より新たに子ども・子育て支援新制度に移行する施設となっております。新制度への移行に際しましては、子ども・子育て支援法第31条の第1項及び第43条第1項の規定によりまして、各施設利用定員についての申請を行うこととされております。また、市町村が利用定員を定めるに当た

りましては、同法第 31 条の第 2 項及び第 43 条の第 3 項の規定によりまして、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聞くこととされております。

なお、1 ページ目は公立保育所についてなんですけれども、既に保育所として新制度へ移行しておりますが、平成 29 年の 4 月より幼保連携型認定こども園に施設の種別が変更となることに伴いまして、子ども・子育て支援法第 31 条第 1 項の申請が必要となりますので、新たに新制度に移行する施設と同様に意見聴取が必要となってまいります。

なお、一度利用定員の設定を行った施設におきまして、今後、利用定員を変更する場合につきましては意見聴取の必要はないものとされておりますので、既に新制度に移行している施設における定員の増減につきましては、こちらには含まれておりません。

それでは、まず資料の 1 ページ目を御参照願います。資料の左側から、施設名と平成 28 年度の利用定員、平成 29 年度に予定している利用定員、その増減の順に記載しております。

定員の区分につきましては、表にありますとおり 1 号認定、2 号認定及び 3 号認定の 1 歳・2 歳児とゼロ歳児の 4 つに区分されております。1 号認定は満 3 歳以上で保育を必要としないお子さんの定員、2 号認定は満 3 歳以上で保育の必要なお子さん、3 号認定は保育の必要な満 3 歳未満のお子さんの定員となっております。

1 ページ目につきましては、公立保育所が幼保連携型認定こども園へ移行するに当たっての定員設定についての記載となっております。1 号認定のまず定員を設定するに当たっての考え方ですが、現状の 2 号認定、3 号認定の利用定員のほうは確保した上で、面積の基準の範囲内で各学年で最大で 2 人を設定することとしております。なお、美原きた保育所につきましては、民営化に伴い幼保連携型の認定こども園へ移行することとなっております。

続きまして、2 ページ目に移ります。2 ページ目上段ですが、平成 29 年 4 月から新たに開設します幼保連携型認定こども園の定員のほうを記載しております。右側の増減にもありますように、新規で開設する施設ですので 1 号認定が 10 人、2 号・3 号認定で 120 人が純粋にふえることとなります。

次に、中段の表でございますが、保育所と新制度に移行していない幼稚園、これを両方運営している法人が、その 2 つを一体化して幼保連携型認定こども園に移行することに伴う定員を記載しております。平成 28 年度におきます 1 号認定の定員は幼稚園としての認可定員を記載しておりますが、今回の定員の設定に当たりましては在園児の人数をベース

に、それぞれの園におけます保育ニーズの割合も考慮した上で定員の設定を行っております。

次に下段ですが、認証保育所から小規模保育事業のA型へ移行する施設の定員を記載しております。小規模保育事業のA型とは、保育所と同様に保育に従事する者全員が保育士資格を有していなければならない施設でございます、19人以下で定員を設定し、ゼロ歳から2歳までの子どもを保育する施設でございます。また、認証保育所とは、市が独自の基準を設けて認証をしております、施設的には認可外の保育施設となります。右側に記載しておりますとおり、移行により定員のほうが減少しますが、認可外の施設から認可施設になるというところで保育の質が確保されるほか、施設の安定的な運営も見込まれることとなります。

続いて、3ページ目を御参照願います。上段には、平成29年度から新たに開設します小規模保育事業A型の定員について記載しております。堺区で2カ所、中区で1カ所、西区で1カ所、北区で1カ所の計5カ所の開設を予定しております、1施設につき3号認定の定員が19人ずつ増となっております。

最後に、下段ですが、これまでの集計をあらわしたものとなります。なお、冒頭でも御説明いたしましたが、既に新制度に移行している施設におきまして、増改築などによりまして定員が変更する場合がありますが、こちらにつきましてはこの見込みには反映しておりません。

説明は以上となります。

○山縣会長　　ありがとうございました。4月にも公立保育所を中心に大きな変化が、それから私立幼稚園も2園、新たに幼保連携型に御移行いただくということになっています。

これにつきまして、何か御質問、御意見ございますでしょうか。細かい数値なので、わかりづらいかもしれませんが。

どうぞ、中谷委員。

○中谷委員　　先ほどの3歳児の入園と関連するんですけど、小規模保育がこれだけ堺市さんは積極的に行われていて、小規模保育とかは連携施設が必要ではないかと思うんですけど、そこでの連携施設との関係の取り方がどんなふうになっているのか、3歳の入園のときに優先的に入園ができるようになっているのか、給食の連携があるのかとか、具体的に教えてください。

○山縣会長　　お願いします。

○近藤幼保推進課長　その連携施設のほうなんですけれど、連携の内容の一つとしましては、まず卒園児の受け入れ枠を設定していただくということと、あと法人の連携の仕方としては保育内容に関する支援ということで、例えば園庭を小規模に通われているお子さんが定期的に利用するですとか、そこで認定こども園や保育園に行かれていますお子さんとの交流なんかを行っていただくとか。あとは給食ですね。給食の提供というのを行っていただくとか、連携の主な内容としてはそういう形になっております。この連携施設の調整に当たりましては、堺市では決して当事者間任せではなく堺市が間に入って、それこそ連携施設となつていただけるように積極的に市で働きかけて、調整を行っているところでございます。

○山縣会長　よろしいですか。

○中谷委員　そうしたら、卒園児の受け入れについて3歳児で待機児童があるんだつたら、卒園児の受け入れについてももう少し要望ができるのではないかなと思ったんですが、そのあたりはどうですか。

○近藤幼保推進課長　ちょっと先ほど待機のところで言いましたように、分園とか小規模を卒園した方が、今回、待機になっているということはないんですけれど、連携施設になっていただく認定こども園とか保育園のほうでも、当然、2歳から持ち上がりのお子さん枠もある中での受け入れ枠の設定というのはお願いしているところではあるので。我々、小まめに丁寧な対応で、何とか小規模のお子さんが受け入れしていただけるような形で、各施設さんにはお願いしているところではあるんですけれども、ちょっと施設側さんのほうとしても個々の条件がある中で、施設さんの意見も聞きながらの調整となつていんですけれども。

できるだけ我々も小規模卒園から行くところがないということだけはないように、積極的に調整していくところでございます。

○中谷委員　ありがとうございます。

○山縣会長　ほか、いかがでしょう。

じゃあ、ちょっとまた私のほうから一つ、ちょっと攻撃的な。堺の委員長はめちゃくちゃ攻撃的って言われているんで。

公立保育所についてはかなり努力をされて、また恐らく堺はえらいことをしたということになると思うんです。変な意味じゃないですよ。すごい変化したなという形で注目を浴びると思うんですが、今9カ所でしたかね。以前もお聞きしたんですが改めて、新しい委

員もいらっしゃいますので、公立幼稚園について一言も今、出てきていないということ。そこをどう考えておられるのかというのが一点です。

あわせて、今のところ当然、公立幼稚園が残っております。そうすると、1号認定ということになります。従来の古い制度であるならば、公立幼稚園の保育料は議会が決定したらそれでオーケーという、それだけの話だったんですけど、この制度は学校法人が運営する幼保連携型認定こども園であっても1号認定であるならば全て一緒でないといけないという、基本はそのルールだと思うんです。ましてや、今回、公立保育所が幼保連携型認定こども園になって1号認定枠をつくとすると、当然、私は少なくとも保育所ベースの認定こども園の1号と公立幼稚園として残っているところの保育料は同じでなければ理屈が合わない。公立同士と。それを合わせると、当然、民間の保育所、幼稚園ベースの認定こども園、あるいは幼保連携型等の認定こども園になられた学校法人、社会福祉法人の1号認定と同じ保育料になってくるという、そういう構造になるはずなんです。

決して上げるということを行っているつもりはありません。むしろ、公立幼稚園を下げるだけの財源があるならば全部下げたらどうという、そういう単純な話なんですけれども。その間をどうするかという、その辺の考え方ですね。きついことを聞いてしまいますけれども、これ、利用者感覚として、同じ公立で1号を希望したのに保育料同じでしようというのが、恐らく普通の感覚。

○草野委員 おっしゃるとおりだと思います。

○山縣会長 応援ありがとうございます。

○名和教育環境整備推進室主幹 まずは、公立幼稚園のあり方についてお答えさせていただきます。

公立幼稚園につきましては、平成19年に幼児教育基本方針というものを定めまして、その中で一定廃止の方向性を示させていただいております。そういった中で、現時点におきましては、今お話に出てきておりますこども園への移行予定はございません。

以上でございます。

○山縣会長 保育料については、どうなりますか。

○佐小教育委員会事務局総務部長 保育料について、現状につきまして申し上げたいと思います。

公立幼稚園の保育料につきましては低額になっておるという現状でございます。この28年4月に、他と同様に所得階層別の保育料を設定させていただいたというところでご

ざいます。おっしゃっているように、今回、幼保連携型認定こども園へ公立の保育所から移行することになりまして、その点については当然、私どもも保育料について考えていけないといけないという認識は持っておるところでございます。

そうしたところで、この 28 年 4 月に階層別の保育料にしたというところもございまして、今後、この統一した保育料がどうなっていくのかというようなどころを見ながら、私ども公立幼稚園にかかります保育料についても考えていかなければならないということで、課題の一つとして当然受けとめております。

以上でございます。

○山縣会長　ありがとうございます。それ以上は突っ込みません。とりあえず、そういう状況があるというのを各委員にも、ちょっと基本知識として。

○佐小教育委員会事務局総務部長　申しわけございません。その中で、ちょっと一つ、申し忘れましたので。

現状、公立で今回移行されます認定こども園がございしますが、そこと公立幼稚園の保育料を比べるときに、その質と量といいますか、その辺の部分についても十分勘案しなければならないものというふうには思っておるところでございます。

以上でございます。

○山縣会長　言いたいこともありますけれども、とりあえず時間もありますし、課題であるということは認識をしっかりといただいておりますのでおさめたいと思います。

特にほか、よろしいでしょうか。

じゃあ、3 点目ですね。3 つ目の案件になります。27 年度の、今はもう 28 年の終わりにかかっていますけれども、これは前年度の確認ということになろうかと思えます。よろしくをお願いします。

○事務局　事務局です。資料 3-1、3-2、3-3 を、あわせて御説明をさせていただきます。資料 3-1、3-2、3-3 につきましては、今までの保育所中心の事業だけではなくて、その他、子育て支援事業の堺市における進捗状況、先ほど局長からの挨拶の中にもありましたが、堺市としてはさまざまな子育て支援施策というものを進めております。そちらの進捗状況のほうを御説明させていただきます。

全ての事業をあわせると 200 を超える事業になります。時間の関係上、実は今回、委員の皆様から事前質問をいただいておりますので、その事前質問があった項目及び、もとの計画と実績値に少し乖離がある、課題に感じている部分も含めて乖離が見られる項

目を中心に御説明をさせていただきたいと思います。当然、説明の後、御質問いただく項目につきましては、その説明した項目に限るということではございませんが、時間の関係上、私から説明させていただきますのは少し抽出した形で御説明をさせていただけたらと思います。

それでは、まず初めに資料 3-1 をごらんください。こちらにつきましては、事業計画の中で地域子ども・子育て支援事業という形で新制度に移行することで、保育とは別に在宅中心とした子育て支援事業をピックアップさせていただいております。

まず、1 つ目の利用者支援事業です。こちらは新制度に移行をしまして、新たに法に位置づけられた事業でございます。こちらは、進捗状況につきましてはもともと量を 7 つ見込んでおりました、実績も 7 ということで実績どおりの数字になっておるんですが、委員の方から、この 7 というのは具体的にはどういった 7 なのという御質問がありました。確かにおっしゃられるとおりで、7 というのは、これは各区ということで各区に 1 カ所、区役所の中に子育て支援課というワンストップ窓口を設けておりました、その子育て支援課の中にこの利用者支援事業を位置づけまして、子育て支援コーディネーターという方を配置しておる事業がこの利用者支援事業ということで、7 という数字は各区に 1 つずつ置いているということでございます。

続きまして、(2) の地域子育て支援拠点事業につきましては。この拠点事業につきましては、法では一くくりなんですけど、堺市の中ではみんなの子育てひろば、その次の 2 ページにあります地域子育て支援センター事業、キッズサポートセンターさかい事業ということで 3 つに分かれております。

そのうちの一番数の多い、みんなの子育てひろばにつきましては、少し計画上の量の見込みが 10 万 200 の量の見込みを見込んでおったんですが、実績としては 6 万 4,719 ということで、少し量の見込みと実績値に乖離が見られる事業でございます。確保方策としての箇所数につきましても、当初 27 年度については 30 カ所の確保を目標にしておりましたが、実際には 29 カ所ということで、少し予定より下回っているような状況でございます。中学校区に 1 カ所という形で設置を目標にしておりますが、なかなか担い手不足というところもありまして少し、実績より確保方策が少し下回っているような状況でございます。ただ、担い手不足も市は手をこまねいているということではなくて、さかいチャイルドサポーター育成事業といったような研修体制もつくりながら、担い手の育成にも現在、鋭意取り組んでいる状況でございます。

こちらの事業につきましても、委員から御質問がありました。計画上はどうしても量を中心に計画を策定をしておるんですが、量の拡充とあわせて質の改善の部分にも目を向けてほしいというような御意見でございました。こちらにつきましても、先ほど御説明したようにチャイルドサポーター研修事業であったり、あと、ひろば研修の交流会もやっておりますので、そういったところで質の向上も当然、目を向けておるところではございますが、さらに運営者向けにアンケートもとらせていただいております。引き続き、そういったアンケート結果も集約しながら、質の向上についても取り組んでいきたいというふうに考えております。

続きまして、2 ページをごらんください。イの支援センターは割愛して、ウのキッズサポートセンターさかい事業をごらんください。こちらのほう、2 ページ、3 ページにまたがっていて申しわけございません。3 ページのほうに、量の見込みと確保方策ということで記載をさせていただいております。キッズサポートセンターさかい事業につきましては、当初、量の見込み 1 万 5,000 で見込んでおったんですが、実績としては 2 万 5,000 を超える実績がございます。量の見込みより、かなり利用していただいている方が多い状況という状況になっております。

次の一時預かり事業につきましては、一時預かり事業も法でいうと一つの一時預かり事業というくくりになるんですが、堺市の中では民間保育所、数が一番多いんですが民間保育所、民間認定こども園等を中心にやっただいていて一時預かり事業と、あと幼稚園で先ほど石田委員のほうから少し御紹介がありました、従来から私立幼稚園が積極的に取り組んでいただいております預かり保育の部分、一時預かりという預かり保育の部分。あと公立ですね。堺市立の幼稚園でもモデルとして預かり保育をやっております。こういった 3 つの区分で進捗管理を行っております。

一番数の多い民間保育所、認定こども園等でやっただいていて一時預かり事業については、27 年度は量の見込み 2 万 2,740 を見込んでおったんですが、少し実績は低い 1 万 9,914 ということになっております。ただ、箇所数は順調に伸びているというような状況で、決して市のほうで受け皿が少なく受けられていないという状況にはないということでございます。一時預かりの中では、イを飛んで次のページ、4 ページをごらんください。ウの堺市立の幼稚園の預かり保育のモデル事業が、少し量の見込み、もともと 1 万という量の見込みを見込んでおったのが、実績としては 5,873 ということで、少し実績が下回っているというような状況でございます。



続きまして、次は少し飛んで、特徴的なところとしましては6ページのほうをごらんください。6ページ、子育て援助活動支援事業。済みません、ちょっとわかりにくい名称で、具体的にはファミリーサポートセンター事業でございます。

こちらは、量の見込みというか実績、平成27年度の実績を見ていただきたいんですが、25年度が一番上の活動件数であったり量の見込みを見ていただけたらわかりますとおり、もともと市としましては就学前の子どもの預かりの件数の伸びを見込んでおったんですが、実は27年度、就学前と就学後の子どもの利用実績が逆転しております。今までは就学前の子どもさんのほうが利用実績が多かったんですが、もう27年度に至っては就学前の子どもより就学後の子どものほうが利用実績がふえている状況でございます。こちらが、27年度の特有の状況かなということで、所管課を通じてファミサポセンターに28年度の直近の実績の確認もさせていただいたんですが、28年度についても同様の傾向があるようで、就学前の利用より就学後の利用のほうが伸びているというような状況でございます。決して、その利用が伸びていることでマッチングができていない状況ではなく、引き続き、この就学後の子どもが伸びている中でもマッチングはきちりできているような状況なのですが、少し特徴的な数字が出ておりますので御説明させていただきました。

続いては、また一つ飛びまして8ページをごらんください。こちらでも市民の方、委員からもよく御議論、御意見をいただく部分でございます。病児・病後児保育事業でございます。こちらでも共働き家庭の方を中心に、やはり子どもが急に熱、体調を崩すということがあって、非常にニーズの高い事業でございます。ただ、実績としましては、もともと量の見込みを2,500ということで見込んでおったんですが、実績は1,232というような形で、少し実績が落ちているというような状況でございます。

こちらは、ちょっと一部の施設で医療機関で併設してやっておるんですが、27年度については少し、先生の御体調が悪かったりして休園、休所している期間がございました。そういった関係と、あとは、やはりキャンセルとか、いろんなこともたくさん。これって出てくるような事業で、あったらいいよねということでかなり量の見込みは出るんですが、なかなか実績としては少し乖離が見られるというような状況でございます。

続いて、8ページの一番後段の放課後児童健全育成事業でございます。8ページ、9ページにかけてでございます。こちらは量の見込み、実績については大きな乖離はないんですが、委員から質問をいただいております、先ほどの拠点のときと同じなんですが、量を確保していくということは当然必要なんだけど、やはり質の面、先ほどの拠点と同じ

で質の面と、あと多様性という、自主主体の多様性という部分について少し要望が出ておりました。この放課後児童健全育成事業につきましても、27年度新制度移行を契機に施設の最低基準、職員配置、施設の最低基準が設けられてはいるんですが、そういった最低基準を満たすということだけではなくて、さらなる質の向上を目指して行ってほしいということと、多様性というところで言いますと、例えば民設民営の学童保育であったり、コミュニティ農園といったものであったり、公民館とかといったような形で、就学後の子どもの放課後の過ごし方の多様性といったところが、この放課後児童育成事業の枠で考えることなのかどうかというところはあるんですが、多くの子どもが、みずから居場所を選べるような仕組みづくりというのが必要ではないかというような御意見でございました。

こちらにつきましても、行政としてはもっともなところも多いと思っております。放課後児童健全育成事業につきましては、堺市では学校施設を活用しているという関係上、学校の協力を得ながら特別教室の専用利用であったり、あと空調の設置等も進めておりました、環境整備には努めているところではございます。ただ、質の向上には当然、引き続き重きを置いて、視点を置いてということはそのとおりでないと感じております。多様性につきましても、今後、民設民営の事業者の活動に対する支援というところもやっていきたいという方向で、ちょっとまだはっきりと言い切るところは何ですが、検討しているという所管課回答をいただいております。

これとあわせて、そのほかで委員の御意見では、先ほどの保育の部分と山縣会長の御質問とも若干絡んでくる、公立の幼稚園で定員に空き状況が多く出ているというところがありますので、保育所待機児が多くて受け入れが大変ということであれば、幼稚園の活用、認定こども園を含めて活用ができないのかという御意見もありました。こちらの回答については、先ほど教育委員会のほうからも回答がありましたが、一定その幼児教育基本方針で廃止の方向性が出ています。ただ、個別の園、の状況であったり、全体の教育・保育ニーズについては引き続き注視はしていきたいと考えております。

資料3-1については以上で、続きまして、3-2のほうの説明に入らせていただきます。資料3-2、こちらが一番膨大な事業項目になっております。

先ほど御説明させていただきました、地域子ども・子育て支援事業以外、再掲で地域子ども・子育て支援事業も入っているんですが、以外のところで数多く、堺市としては子育てのまち堺の実現に向けて取り組みを進めているということで、200を超える事業を計画の中に位置づけております。そちらの進捗状況についてです。こちら、ちょっと抽出し

て説明をさせていただきます。

まず、2 ページ目をごらんください。No.14 です。学校における健康教育ということ、それぞれ小中高校において、さまざまな関係機関と協力をしながら非行防止教室であったり、薬物ですね。最近、薬物がよく言われていますが、そういった薬物乱用の防止教室を実施している事業でございます。もともと計画策定時の平成 25 年度末の実施箇所数は 116 校であったものが、平成 27 年度、一個飛んで④の欄を見ていただきたいんですが 120 カ所、平成 28 年度の目標としては 130 カ所を目標にしております。最終的には全小中高校ということで、済みません、これ箇所数が載っていないんですが 137 です。全小中高校 137 を目指して一応、毎年実施箇所数をふやしていつている状況でございます。

同じページの 17 番ですね。学校との連携による性教育です。こちらは、委員からちょっと御質問をいただいています、ここには数字として実施回数が 159 回、176 回という実績を書かさせていただいております。参加生徒数なんかも 1 万 2,000 とか、1 万 7,000 とか書かせていただいておりますが、実施回数ではなくて実施率ということで、堺市内の学校のうち、どれだけの学校が実施されているのかわかりませんかという御質問でございました。こちらについては、実施校数につきましては、27 年度実績として 130 校ということでお伺いしています。ですので、先ほどの 137 校が全小中高校になりますので、137 校のうち 130 校で、実績は上がってきております。あわせて参加率ですね。参加者が生徒・学生で 1 万 2,000 って書いてあるんですけど、全体何人で、そのうちの何人かというような御質問もあったんですが、そちらの参加率については、学校によって実施のやり方が異なっています。学年を限定しているところとか、もう少し広く取っているところとか、やり方がいろいろありまして、参加率については把握ができていない状況でございます。申しわけございません。

次の事業としましては、少し飛んで 4 ページをごらんください。42 番のさかい子育て応援団事業ということで、こちらの事業につきましては、子育て支援を地域社会全体でということの環境醸成を目的にした事業でございます。民間のNPOや株式会社、個人のグループを含めて、市からの委託であったり、給付費をもらってということとは全然別に、さまざまな子育て支援に取り組んでおられる活動団体、企業がございます。そういった企業、団体に応援団として登録をさせていただいて、市でホームページやフェイスブック等で御紹介をさせていただいております。こちらも計画策定時は 68 団体であったものが、27 年度、28 年度と順調に団体数をふやしてきておるような状況でございます。

が、環境醸成ということで言いましたら、数が多いだけ多いにこしたことはないというふうに思っておりますので、引き続き、登録数の増に努めてまいりたいと考えております。

続きましては、次のページをごらんください。5 ページです。47 番のさかいマイ保育園事業でございます。こちらは、市内の民間の認定こども園を中心に非常に御協力させていただいて、力を入れていただいております。こちらの会議でも何度か御紹介させていただいたかとは思いますが、いわゆる、かかりつけ保育園という形で、かかりつけ医があるように、母子健康手帳を保護者さんが受け取ったときにお近くの保育所、認定こども園等を御登録いただくと、そこで相談であったり園庭開放であったり、子どもが生まれた後の半日 1 回の一時預かりの無料利用ができるというような登録事業でございます。こちら、子育て支援拠点という形で、認定こども園に地域でかなり PR をしていただいているということもありまして、登録児童数が年々ふえてきている状況でございます。

続いて、同じページの 50 番、パパの育児教室でございます。こちらは委員から少し御質問、御意見というような形でいただいております。このパパの育児教室については、初めてパパになる男性、夫婦、夫さんと妻さんと両方で来られることも多いというふうにお伺いしているんですが、そういった初めてパパが沐浴指導であったり子育て体験ということで、おむつかえであったり衣服、洋服の着せ方なんかの実技をやっている事業でございます。委員からは、こういった体験実技というのは当然、大切ということは前提として、そういった体験実技にとどまらずパートナーシップ、いわゆる妻さんと夫さんのパートナーシップのことであったり、ワークライフバランスの講座であったりという部分についても、あわせて拡充していただけたらなという御意見でございました。

そこまでは、なかなかできていない。確かに、おっしゃるようになっていないところではあるんですが、堺市としては父親に対する育児支援というのも非常に重要という認識はございます。母子健康手帳を配付する際に、女性にだけじゃなくて、初めてのパパの育児ガイドというよものも配付していて、ワークライフバランスのことであったり妻さんとのかわり方などについての啓発はやっている状況でございます。

続きまして、時間の関係上、事業を飛ばして 8 ページをごらんください。後ほど、資料 3-3、新規事業のほうでも御説明をさせていただきますが、76 番のほうで保育士等就職支援事業ということで、先ほど議題の 1、2 のほうで御議論を皆さんでしていただきました、待機児解消というのは非常に喫緊の課題です。そこをあわせて、今、それと同じくらい保育士確保の問題ですね。皆さん、マスコミ報道とかでもよく見ることも多いかもしれ

ませんが、保育士確保についても非常に大きな課題になってきております。待機児をなくすために保育所をつくって、枠をふやせばふやすほど、当然、それに伴う保育士、保育教諭、幼稚園の先生というのが必要になってきます。そちらの保育士確保の部分での事業でございます。

とりあえず 27 年実績としましては、25 年度に就職人数が 19 人であったものが、少し 27 年度の実績としては 7 人という形で落ちてきております。なかなか保育士確保が大きな課題となっておるところではございますが、この事業だけではなくて、後ほど 3-3 で少し説明させていただきますが、堺市としては新たな取り組みも行いながら待機児解消とあわせまして、この保育士確保にも力を入れている状況でございます。

同じページの 83 番、さかい J O B ステーションということで、こちらは労働の分野で、少し保育とは離れるんですが、事業をやっております。こちらは、就職決定者数が 25 年度以降、年々少しずつではありますが順調にふえてきているということで、25 年度末が 342 人であった就職決定者数が 27 年度には 365 人ということで、今年度 28 年度は 400 人以上を目標にしながら、引き続き、鋭意取り組んでいる状況でございます。

続きまして、9 ページをごらんください。90 番、都市公園の整備でございます。こちらでも、委員から少し意見をいただいております。やはり子どものときから自分たちで考えて遊ぶことの重要性は非常に高いんじゃないかということで、小さいころに非常に楽しい経験、遊んだ記憶というのが、大きくなって大人になったときの地元への愛着にもつながってくるんじゃないかというような中で、やはり子どもたちが自由な発想で遊びをつくっていけるような場ですね。例えば、プレイパークというような形で今、少し取り上げられているんですが、そういったものが大切なんじゃないかという御意見でございました。

こちらについては、実は南区において原山台公園を今、再整備をしているというようなところがございます。そちらの一部の機能としてプレイパーク的なものがないかなというのを、今、所管課のほうで検討しているよ状況ということで、あわせて御報告をさせていただきます。

次ですが、10 ページをごらんください。99 番でございます。発達障害児（者）支援事業ということで、こちら、発達障害児に対する取り組みにつきましても、近年ということではないです。もう随分前からかなり注目を浴びていますし、ニーズとしては非常に高まってきているような事業でございます。堺市においては、いわゆる保健センターが行っております乳幼児健診とは別に、その後、4・5 歳児の発達相談ということで、発達障害児

に係る相談事業ですね。あとは、その保護者のペアレントトレーニング事業も実施しております。こちらについても、非常に世間の関心も高まっているということもあって、かなり件数が伸びている形で、もともと計画策定時年間 47 件であった相談の回数が、27 年度には 71 件、平成 28 年度は 83 件というような形で、かなり回数が伸びてきている状況でございます。

続きまして、最後になるんですが、ページで言いますと一番最後の 18 ページをごらんください。196 番の養育費に関する相談・啓発ということで、これは、ひとり親家庭の方の養育費に係る相談・啓発・情報提供事業でございます。ひとり親支援の部分についても、さまざま母子のセンターで母子寡婦福祉会の皆様にも御協力を得ながら、いろんな取り組みを堺市としてはやっているような状況でございます。養育費についても、なかなかこれは難しい課題ではあるんですが、法律相談等を実施しております。少し、件数については若干微減傾向ではあるんですが、ここの部分についても、やはりひとり親家庭の方にとっては非常に重要なことであると思っておりますので、引き続き取り組んでいきたいと考えております。

3-2 については以上ですが、実は昨年度、この会議の場で保育所の入所決定について、実際に入所を申し込まれる方からの視点で言いますと、ちょっと決定時期を少し早めたほうが、その後のいろんな対応がしやすいという御議論を、少し時間をとって御議論をしていただきました。御意見も踏まえて、市のほうでいろいろ調整をしまして、実は今年度行った来年の 4 月の入所決定につきましては、もともと通年でいいますと 2 月の 15 日前後、2 月の中旬に利用調整の結果を送っておったものを約 1 カ月早めまして、今年度は 1 月 16 日結果を送らせていただいております。昨年、ここで御議論をしていただきまして、皆様の御意見もいただきまして、そういった調整も引き続きさせていただいております。

最後、資料 3-3 をごらんください。こちらは、先ほど局長御挨拶にもありましたが、27 年度計画を策定したときには載せていなかったんですが、その後、いろんな国の動きであったり利用者の声、この会議の意見も踏まえていきながら、市で新たに子育て関連で実施をした事業でございます。きょう、ここで御説明、御報告をさせていただきました後、できたら計画にのせた形で次年度以降、さらなる進捗管理を行っていかれたらと思っております。

順に御説明をさせていただきます。まず、2 番をごらんください。地域における子育て支援事業ということで、これがアプリです。先ほど局長挨拶にもありましたが、最近の若

いお母さん方は非常にスマホを利用されている率が高いということで、そういったスマホ利用者にプッシュ通知をするというアプリの開設をしております。これが2番の事業でございます。

続きまして、その一つ飛ばして子ども食堂、こちらも今年度、モデル事業という形で実施をさせていただいております。こちらも、皆さん耳にしたことはあるかもしれないんですが、子どもの貧困というところが大きな問題となってきている中で、食事をなかなかとれない。とれないというよりは孤食ですよ。一人でとか、子どもだけで食事をとられている家庭がかなりいらっしゃるというようなところで、家庭的な環境の中で食事をしてもらおうと。あったかい御飯を食べていただくというような、子ども食堂のモデル事業を今年度実施しております。こちらの事業も記載をさせていただいております。

続きまして、5番、6番です。こちらが資料3-2で先ほど説明をさせていただきました、いわゆる保育士確保対策ということで、新たに取り組んでいる事業を2つ記載をさせていただいております。

1つ目の保育士等就職促進事業につきましては、いわゆる保育士資格を持っていない方、無資格の方が保育士試験を受けるために通信講座等を受けていただいて、合格した後、認定こども園等に勤務決定した方が、その後、試験を受けていただいて、この通信講座等を受けていただいて受験をしていただいたときの、受講料の一部を助成する事業です。6番につきましては、いわゆる潜在保育士と言われる、保育士資格はもう既に持っておられるんですが、今、保育所や認定こども園等で勤務されていない方に対する支援の事業でございます。いわゆる潜在保育士が市内の民間認定こども園等に就職する際に、就職準備金という形でもろもろ、ジャージを買ったり、いろいろなものを買ったりするための就職準備金を貸し付けている事業でございます。

その次が、7番を飛ばして8番でございます。障害児への支援ということで、先ほど発達障害児の部分の相談事業のほうで御説明をさせていただきました。非常に、こちらに関心が高まっているところで、実は堺市内には堺市立の児童発達支援センターがございます。そちらが一部、知的障害の子どもの児童発達支援センターが老朽化してきておりましたので、そちらの老朽化に伴う建てかえ事業で、もともと「えのきはいむ」と「第2もず園」というものがあったんですが、その「第2もず園」と「えのきはいむ」を統合し建てかえを進めている事業でございます。

続きまして、9、10、11につきましては、こちらは環境局から、ごみの減量化に関する

取り組みについてでございます。こちら、ごみの減量化というのは、大人になってから減量減量ということではなくて、やはり幼少期、小さなころからごみの減量をする必要性であったり、その中身を小さいときから啓発していくことが長い目で見たときの減量化につながっていくということで、こういった取り組みもやっていただいております。

続きまして、12番の地域安全推進事業ということでございます。こちらは、小学校の敷地を活用した防犯カメラ、公設の防犯カメラの設置でございます。子どもの安全、子どもだけではないと思うんですが、安全・安心というような観点の中での防犯カメラの設置事業が、こちらの12番の事業でございます。

続きまして、13番、14番。こちら、先ほど3-2でも一部触れさせていただいたんですが、ひとり親に対する支援でございます。13番が、ひとり親家庭の学び直し支援事業ということで、ひとり親家庭の父母または子どもを対象に、高等学校卒業程度の認定試験、いわゆる大検と言われる、そういう認定試験のための講座を受講し修了した場合に受講料の一部、さらに、その試験に合格した場合に、追加で受講料の一部を支給する事業でございます。

14番につきましては、いわゆる、ひとり親家庭の方が就職に有利な資格取得のための養成機関に入学していただくための、入学準備金であったり、その後、それを卒業した後に就職をされる場合に、就職準備金を貸し付けている事業でございます。これらは計画には載っていないんですが、子育てのまち塚の実現というような観点から、さまざま事業をとり行っております。こういった事業につきましても、あわせて御審議をいただけたらということで、済みません、少し長くなりましたが事業説明とさせていただきます。

○山縣会長　ありがとうございます。膨大な資料、ちょっと長い時間聞くことになってしまいましたけれども、それでもかなり絞り込んでいただいたのと、事前に質問をいただいた委員の方々ありがとうございます。質問については確実に答えてくださいという形をお願いしておりました。その回答も含めて、あと30分ほど時間があります。残った時間は今の資料3関連の話、あるいは、これまで全てのものを含めて意見交換なりをしていこうと思いますので、どこから切り込んでいただいても結構です。よろしく願います。同じパートにずっと集中すると、時々、私のほうで次の課題にしませんかということは振るかもしれませんが、よろしく願いしたいと思います。

では、どなたでも。どうぞ。

○吉田委員　新設の13番なんですが、学び直しで中卒の人を対象にはしているんです



が、高校中退の人も、これは該当するのでしょうか。ちょっと、それはだめだって聞きましたので。

○山縣会長 一般的な認識としては、中退はイコール中卒、高校中退イコール中卒のはずなんですけど、制度上に何か、そういう制約を設けていますかという質問だと思います。

○石戸子ども家庭課長 子ども家庭課です。たしか中退はだめというふうに記憶しているんですけど、もう一度きっちり確認したいと思います。○山縣会長 きっと吉田委員も同じような意見ではないかと思うんですけど、今、スタートしたときにそう設計されたのは仕方がないとして、なぜ中退者を排除する理由があるのかが私はちょっと理解できないので、見直し等の中でぜひ、これは検討いただくという、そういう趣旨のまずは質問ですよね。

○吉田委員 そうです。

○山縣会長 ということで、ほかの委員からも特になければ、実感としてなぜかなど、そういう意見があったということ。

ほかのところはいかがでしょうか。

じゃあ、大江委員。

○大江委員 事業計画の中の 1-2 のところの、乳児家庭全戸訪問事業のところなんですけれども、数字を訪問人数で出しているんですけども、新生児自体は把握されていますよね。市で何人いるかというところの。結局、何%というか、全戸訪問ができていのかどうか分かる資料にさせていただければと思うんですけども、このところはうまくできているのでしょうか。

○山縣会長 まず、実態として何%ぐらい訪問できているか。次年度以降は、訪問率というか、それも出していただきたいという、2つのことだと思います。

わかりますか。

○河合子ども育成課長 子ども育成課です。乳児家庭全戸訪問のことですね。

これは、全体で訪問率としましては 94.8%、27 年度はなっております。乳児家庭全戸訪問は、保育士に行ってもらう「こんにちは赤ちゃん事業」と、あと新生児訪問として保健師が回る分と助産師が回る分、全て合わせて訪問率としては 94.8%になっております。

以上です。

○山縣会長 今に関連して、非常に残念なことだったんですけども、昨年 10 月でしたかね、11 月でしたかね、お子さんが亡くなられたという。堺の責任以外のところに

かなり責任がありそうな気がしましたがけれども、別に堺をほめるつもりも何もないんですけれども。その辺との関連で養育支援訪問とか、あるいは、利用者支援のところでは非常に厳しいとか、センターとかひろば的なところで、そういうのがあったときのきっちりした訪問とか支援というのは、どのようになっているか。ちょっとその辺、余りにも衝撃的な事件で、堺がやたらと出たものですから。

○河合子ども育成課長　引き続き、子ども育成課の河合です。

養育支援訪問ですけれども、堺市のほうでも育児支援ヘルパーであるとか、子育てアドバイザーの派遣とかをさせていただいていますが、先ほど、例えば養育が困難な御家庭に対しての訪問ということになりますと、まず最初に、妊娠されたときに妊娠届ということで、それぞれの所管の保健センターに届け出をされます。そのあたりから保健師で、その方の御家族の背景であるとか、何か悩みがある方とかをお聞きさせていただきまして、支援の必要な方はその後、引き続き保健師が訪問させていただいています。その後、出産されて一番最初に訪問させてもらうのが乳児家庭全戸訪問になりますけれども、その中でまた不安を抱えている方がいらっしゃいましたら、引き続き専門職種が回らせてもらっていきまして、その後、乳児4カ月健診がありますが、そこでもお話を聞きながら、必要な方には支援として訪問とかお電話とかをさせていただいているという状況です。

以上です。

○山縣会長　ありがとうございました。

○大江委員　やっぱり母親や親にとっても一番、出産とか妊娠、出産直後の乳児の時期が不安な時期だと、支援が必要な時期だと思いますし、また、子どもにとっても一番防御ができないので危険な時期だと思いますので、その乳児家庭全戸訪問事業とか、あともう一つ、資料3-1の一番最後の9ページのところにある妊婦健康診査も実施して、数をふやしていただいているみたいなんですけれども、そのところも実際の健診回数14回分を配った中で、どれだけ受診されているかとか、届があったのに受診されていない方を拾い上げて把握できているのかどうかのところをお願いします。

○山縣会長　どうぞ。

○河合子ども育成課長　乳幼児健診ですけれども、4カ月健診と1歳半と3歳児健診という3回があります。ここに来られている受診率というのは、ほとんど90%以上ですが、その後、ここに来られていない方については必ず保健師でフォローをさせていただきまして、最終どのように生活されているかという把握まではさせていただいているところです。

以上です。

○大江委員 妊婦健診のほう、妊娠中の健診に来られない方もやっぱり心配な面がありますので、妊婦健診を受けておられるかどうかというところも把握はして、後追いできているんですか。

○河合子ども育成課長 子ども育成課です。

妊婦健診につきましては、なかなか来られていない方を把握するのは難しいところではありますけれども、一番最初の妊婦健診は堺市で 14 回の公費助成をさせてもらっていますが、最初にそれをお渡しするとき、妊娠されたことがわかって妊娠届をされますときに、先ほども言いましたが保健師が十分な面接をさせていただきますので、その後気になることについては保健師が見守りというか、支援をさせていただいておるところです。その中で、妊婦健診に行っていたかというようなお話もさせていただいておるところです。

以上です。

○山縣会長 最後の部分は、妊娠の届け出をされた方については当然フォローしやすいけれども、今、一部で問題になっているのは、妊娠の届け出をしない形の出産というところの、これは非常に危険な出産だし、虐待に非常に、ネグレクト等につながりやすい妊娠形態ということなので、把握は難しいんだけど、実際問題やっぱり考えていかないといけない。これは学校現場等も、中高生のお子さんでしたら妊娠の可能性は非常に高いというあたりも、やっぱり視野に入れていかないといけない。性教育の話もありましたけれども、その辺も含めて考えていく必要があるかと思います。ありがとうございました。

ほか、どなたか。

じゃあ、小仲委員。その後、中谷委員。

○小仲委員 子育て支援拠点事業の中で、済みません、一つちょっと数字のカウントの話なんです。みんなの子育てひろば事業で 28 年 36 カ所になっているんですが、みんなの子育てひろばは、多分 31 カ所なんですよね。その上の利用者支援事業の中で 7 カ所をされておって、これが、それぞれの区役所で子育てひろばがあって、その場所を活用しながらしていると思うんですけれども、その区役所の子育てひろばの数も含めているということなんでしょうか、この 36 カ所というのは。

それともう一つ、それに関連してでしたら、利用者支援事業は堺区では多分キッズサポートセンターさかいを拠点というか、場所として使ってはると思うんですけれども、そう

なるとキッズサポートセンターさかいの分のカウントも、このみんなの子育てひろば事業の中の実績としてカウントされるんでしょうかということをお聞きしたい。

ついでに、ひろばをするのに質の向上が要るのではないかとすることは今お聞きして、確かに必要で、それなりのことはやっただいていると思うんですけども、もう一つそのひろばを運営している人間というのは割と、そのひろばの中で自己完結型で対応するということが結構あるんですよね。ひろばで運営している人間というのは、そんなに専門的な知識を持っているという人というのは、それぞれの各ひろばにいるというのは難しいんで、むしろそういう、例えば見守りが必要なお母さんとか子どもとかがおられたら、赤ちゃん訪問に行ったときに、あっこへ行ってやったらいいよというふうに薦めて来ていただけなんですけれども、そういうときに対応するには、ひろばだけではなしに、やっぱり専門的な知識を持った人とタイアップして、連携してやっぱり対応せないかん場面というのは、ちょこちょこともう出てきていると思うんですよ。

そのときに、ひろばを運営している者がどこと連携をするかというたら、やっぱり行政の方とか、専門的な知識を持っている方とかいう人と一緒に対応していかなあかんと思うんですけども、その辺の機構はまだちょっと、今のところしんどいかなとか、できていないかなと。確かに運営する人の質の向上というのも大事だけれども、もう一つそういう連携をできる体制をとっていただけるといことが必要かなというふうに思っています。

以上です。

○山縣会長　　ありがとうございました。質問2つと御意見ということだったので、質問のほう、みんなの子育てひろば事業のカウントの仕方に関して2つあったと思いますが。

○河合子ども育成課長　　子ども育成課です。

まず1つ目の、みんなの子育てひろばですけども、確かにここには28年度では36カ所を確保方策として目指すということですが、今現在31カ所です。区役所にある子育てひろば、堺区以外、あと6区の区役所には子育て世代が集えるひろばを今、設置しているんですけども、その分は含まれるのかという御質問ですけども、この分につきましては、次のページの地域子育て支援センター事業の中に入れてあります。そこで見ますと、今、27年度の実績は7カ所ということで、この部分に区役所の子育てひろばは入っているということになります。

それと次、2つ目の利用者支援事業のことで、堺区においては利用者支援はキッズサポ

ートセンターさかいにあるのかという御質問と思われませんが、利用者支援は各区役所の子育て支援課の中に、子育て支援コーディネーターと呼んでいますが、この方が配置しているところですので、キッズサポートセンターさかいには利用者支援を担う者はありません。

それと、最後、みんなの子育てひろば 31 カ所できていますけれども、この質の向上というのは本当に大事だということで、それぞれの運営団体と行政とで今、話をしながら進めているところではあります。先ほど言われておりました、行政との連携という部分ですけれども、ちょっと気になる親子の方がいらっしゃった場合に、そこだけで完結できたらいけれども、それを行政のほうにつなげていかないといけない支援が必要な方もいらっしゃるかと思います。確かに課題ではありますが、みんなの子育てひろば、全市の中で 31 カ所、それぞれの区の子育て支援課もこの情報を把握していますので、必要に応じて区役所の子育て支援課であるとか、それぞれの保健センターのほうに、こういう方がいらっしゃるといってお話ししていただいても、個人情報それぞれ守秘義務を負っていただいておりますので、継続して支援がしていただけるというふうに考えております。

以上です。

○山縣会長 ありがとうございます。じゃあ、中谷委員。

○中谷委員 私は、主に保育に関して幾つかお願いというか、お尋ねをしたいと思っています。例えば、2 番の乳児家庭全戸訪問事業のところ、赤ちゃん訪問の従事者が民間保育所の保育士なんですけれども、これについては全然異議はありません。お聞かせいただきたいのは、今、保育士が不足しているって言われていて、園の保育がこのあたりに大変なんじゃないかなと思っていて。もしも、そういう状況が起きていたら、市として何か、この事業に参加されているところに手当があるのかどうかというのが一つです。

それから、公立園なんですけれども、私、仕事柄公立園にもお伺いしますが、公立園が保育士不足に悩んでいないわけではなくて、やっぱり公立も非常勤が非常にふえてきていて、保育の中が大変だということはよく聞く話なので、そのあたり私立に対する保育士の対応策は幾つか書かれていますけれども、公立の正規雇用をどうするかというところは、どのようにお考えなのかということをお聞かせいただきたい。

あと、5 歳児健診。ちょっと話はずれますが、5 歳の時点で発達障害なんかを発見するために 5 歳児健診なんかを行っている自治体があるっていうふうに聞いたことがあるんですけど、堺市さんの取り組みとしては、そういったことを行っているのか。今 3・4 歳児の健診があるっておっしゃっていましたが、それがそれに相当するのかというようなこ

と。

それから、もう一点。

○山縣会長　それぐらいにしてもらえますか。

○中谷委員　失礼しました。

○山縣会長　ほかの委員の意見も聞きたいと思いますので、とりあえず3点について。

○事務局　まず1つ目です。こちらは、市では手当していません。何もしていません。

保育所、認定こども園の全面的な御協力のもと、やっております。

済みません。認定こども園、保育所のほうの状況はどうなのというのは、池尾委員のほうから、状況のほうを説明していただけたらというふうに。

○山縣会長　余りにも、こういうことをしていませんって。

○池尾委員　全戸訪問に関しましては、うちも受けております。職員が何とか回ってまして、全戸訪問は僕が聞いている範囲では、子どもが生まれたときに保健師が来ていただくか、それとも、うちあたりが来てもらうか、どっちがいいですかと聞いて、うちの保育園の保母さんに来てほしいというところに対しては役所からいただいて、うちの職員を派遣しています。それで、帰ってきたら報告書を書いて堺市に提出をさせていただいています。

○山縣会長　それに対する報酬はあるんですよね。実績に基づく。それもなし。

○池尾委員　1件 500円です。完全にうちはボランティアやと思って、これもやっつかないかなと思っております。

それから、ついでに全部、思っていることをしゃべらせてもらいますけれども、子育てひろばですけれども。

○山縣会長　済みません。ちょっと後にしてもらえないですかね。先に、その3つを片づけてから。対応させていかないと。その後、意見を振りますので。

じゃあ2つ目、公立の非正規職員化という話。

○花田幼保運営課長　幼保運営課です。

保育士不足については民間のみならず、おっしゃっていただきましたように公立保育所でも保育士確保は喫緊の問題なんですけれども、確かに非常勤職員などに勤務していただくことによって、何とか運営をやっているのが現状でございます。

この4月から認定こども園に移行になります。これから先、公立こども園としての強化を図っていく上においても、正規職員の採用を確保していきたいと考えてはおりまして、

採用につきましては、うちの人事の関係もございますので、調整を今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○山縣会長　　じゃあ、5歳児健診という話を。

○河合子ども育成課長　　子ども育成課です。

確かに5歳児健診はやってはおりませんが、小学校に入る前ということで、先ほどもちょっと事業の説明がありました。4・5歳相談ということで、そこで御心配な方は発達に関して相談ができる事業がありますので、それで賄っているというふうに考えております。

以上です。

○山縣会長　　よろしいですか。

じゃあ、池尾委員、ごめんなさい。また時間があつたらもっとします。

○池尾委員　　そうしたら、うちがやっていることですが、これも広がってもうたらいかなと思っている部分があるんですけど、みんなの子育てひろばの意見の質の向上という話がさっき出ていたんですけど、うちの地域には小学校区、ちょっと特殊かもわかりませんが、こども園が4つあるんです。それから、私立の幼稚園が2カ所ある。だから、6つそろっているんです。校区が大きいですから、小学校はマンモスです、はっきり言って。

子育てひろばの中で、この6園が自分らの日を持っているんです。例えば、うちのこども園くさべの日と言って、その日が子育てひろばをやる日の中で1年間で決められるんです。全部園に振り分けられるんです。そのときはうちの職員を派遣して、うちのやっているようなことをやらせていただいている。そういう園が全部あるというようなことを、協力としてやらせてもらっています。そのあたりをうまいこと、僕は思うけれど役所が2つをつないでいってくれたらいいかなと。どこの施設も、うちの施設がこども園になったら地域貢献をせないかんという部分が非常にありまして、その絡みもありまして、そういうことを今やらせてもらっています。そのあたりが質の向上につながっていくかなと思って聞いておりました。

それから、地域の子ども食堂のモデル事業を今度やられるということで、この間、社会福祉法人である子ども事業をやられるという人とちょっとお話をすることがありまして、話の中で言われたのが、子ども食堂って名乗ったら地域から嫌がられるんやと。貧困世帯

があると思われるのが嫌やというような、地域からの意見が上がっているんやという話があって、このあたりのネームも子ども食堂なのかもわからんけれども、もうちょっと食べさせるということよりも子どもの居場所をつくるという意味合いのほうが大きいんですし、そのあたりのネーミングをもっと、来やすいようなええ名前を考えたらいいのかなと思います。

以上です。

○山縣会長　ありがとうございます。御意見ということで、今の池尾委員の話の連携で、認定こども園とか私立幼稚園という話が出ていましたけれど、そこにはNPOとか、そのエリアで活動している横のネットワークといいますか、既存のところのネットワークが話にも出ていましたけれど、NPOとか見ると。

○池尾委員　NPOは入ってないです。僕の声掛けられる範囲ですから。僕の声掛けられる範囲だと、やっぱり自分らの仲間の認定こども園さんであり幼稚園であり、同じベースでやっているところには声掛けやすいので。

ついでですけど、うちは職員が行ける範囲の日は、うちの日でない日でも職員は派遣するようにはして、何か手伝えることあればということをやっております。

○山縣会長　少なくとも、エリアにどういう資源があつてというのは、お互い確認できるような関係になっていたらいいなと。それが、恐らく地域のサービスの質を上げていく、保育等のサービスの質を上げていくのではないかと思います。ありがとうございました。

ほか。じゃあ、草野委員お願いします。

○草野委員　実は、その質の話を質問させていただいたのは私なんですけれども、私の意図の質ではなかったんですね。その質っていうのは、支援者の方が提供する質ではなくて、そもそもハードであつたりとか、ひろばはよく行かせていただくんですけど、マンションの一室みたいなどころでされているところもあるんですよ。果たして、そこが子どもたちの、小さい子が遊び行くお母さんと、お父さんも行かれると思うんですけど、安らぐというか、ちょっとほっこりできるような場所になっているのかというと、もう少し広いスペースであつたりとか、だったらキッズサポートあるじゃないのって言われてしまうんですけど、それが近くにあるっていうことを、絶対ぜひにっていうことではなくて、将来的にそういうことを目指していついていただきたいなというのが、私の思いとしてはあるんです。

どうということかというのと、ある程度、子どもたちが広いスペースで遊べるような場所を



つくっていくことを運営者に求める。もしくは、運営者に求められると難しいと思うので、行政の方が場所の確保を一緒になってお手伝いいただくとかということかなど。

もう少し入っていくと、運営者の方が事業をしていく上での予算のところも、かなり個人的には厳しいんじゃないかなど。人件費の部分であったりとか、ほぼボランティアに近いような精神で手伝っていただかないと回らないような仕組みになっているというのを感じていて、できれば学童保育であったりもそうなんですけれど、民間の業者さんが入ってきて質を上げていくというような発想があるので、そういったひろばの事業でも民間が入ってきて、株式会社がいいとか悪いとかいうことではなくて、いろんな事業者さんが入ってくることでサービスをみんなで、競争じゃないけれど共有することで、より子どもたちにとっていいサービスが提供できるんじゃないかなど個人的に考えているんで。今すぐという話ではないんですけれど、そういう方向性をちょっとずつ目指していただければ、運営者の方もよりいいサービスということにもつながっていくんじゃないかなどという意見としてとっていただければなと思います。

○山縣会長　ありがとうございます。今の草野委員の意見ですけれども、もしどうか、できたらお願いなんですけれども、一つは恐らく指定なり認定の基準があると思うんです。委託基準というか、面積、これがないとだめだとかね。そういう、まず市の基準を各委員に、本当は知っていないといけないんです。ごめんなさい。飛んでますので。再度お送りいただくことと、それに基づいて今、約 30 カ所がどんな形になっているかという一覧を示してもらおうと、ある程度はそこで、主体ぐらいはわかっていますよね。どこがやっているかぐらいは。その辺のものを任期の間にちょっと整理をいただいて、各委員に配付いただくということで、少しはカバーできるかなど。それを見て、我々が次年度、これはいかがなものかとか、あるいは、もうちょっとやり方を変えたほうがいいんじゃないかというようなことも言えるかもしれないと思いますので。資料を今後、準備をいただけたらというふうに思います。ありがとうございます。

ほかは、いかがでしょうか。もうあと 10 分弱なんですけど、柴田委員、何か皆さんにかかわるところで一言でも、感想でもいただけたらと思うんですが。

○柴田委員　そしたら、81 番なんですけれども、ファミリーサポートセンター事業のことについてちょっとお尋ねしたいんですが。

とてもいい事業だと思うんです。提供会員と依頼会員で成り立っているわけなんですけれども、ここの 27 年、28 年度の事業量を見ておきますと、就学前と就学後の人数は出ている

んですけれども、私、民生委員をさせていただいておりましたときも、この研修の事業でいろいろ携わりましたけれど、今、この提供会員とのバランスはどんなもんなんですか。ふえているのでしょうか。ここにはちょっと人数は出ていなくて。そのころは、依頼会員は多かったと思うんですけれども。お願いいたします。

○河合子ども育成課長　現在のファミリーサポートセンターの会員数ですけれども、提供会員が1,130人で依頼会員が3,472人、両方会員が498人ということで、委員おっしゃっていただいていますように、依頼会員のほうが多い状況ではありますが、提供会員も一定いてくださっておりますので、何とか申し出のあるサービスについては100%マッチングは今、できているという状況ではあります。

以上です。

○山縣会長　ありがとうございました。

じゃあ、玉村委員。こども会のほうから何か。

○玉村委員　いつもありがとうございます。こども会ですけれども、ページで言えば6ページ、57番、小学校施設開放事業なんですけれど。つい先日も説明会があったんですが、例年、たくさんの方が積極的に参加されているのが現状で、ますます子どもたちが安心して土曜・日曜・祝日、学校の施設を使っていろんなことに活動ができればありがたいんですけれども、ますます御支援をいただきたいなと思っております。これはもう、こども会の全こども会員の皆さんのお声ですので、ぜひともお伝えしておきたいと思います。

以上です。要望だけです。

○山縣会長　要望ということで、ありがとうございました。

じゃあ、もう一方。藤田委員。新しいということも含めて、よろしく願います。

○藤田委員　きょうはいろいろと、つい学校現場にいますと、子どもたちをこれからどういうふうに育てていけばいいとか、そういうことについて頭が行きがちなんですけれども、私も幼稚園の園長をしていた経験もありまして、先生方にはやっぱり子どもたちが今まで歩んできた道筋をしっかりと知ることが大切だということを伝えているんです。それで、今、学校現場もいろんな面で、子どもたちが今までどういう育成をされてきたかっていうことがすごい気になっていまして、子ども家庭課とか子育て支援課とも一緒になって、家庭の状況とかを共有しながら教育を進めている状況なんです。

だから、本当に子ども家庭課、子育て支援課さんに本当にお世話になっていまして、これからも一緒に子どもたちのために、共有しながら育てていけたらいいかなと思ってお

ります。

○山縣会長　　ありがとうございます。中谷委員、ごめんなさい。ちょっともう時間がぎりぎりなんで申しわけありません。

私のほうから一つだけ。これは確認というか皆さん方の、委員にも聞いてみたいんですけども。私、新聞で「さかい子育て応援アプリ」の記事が出ていたんで、今1,800ぐらいダウンロードとおっしゃいましたが、うち2つは私なんですけれども。要は本当の意味の親子がどれくらい利用しているか。ひょっとしたら、事業者が意外とダウンロードしているのではないかという気もあったりして、小仲さんとか草野さん、利用者の方で見たよってダウンロードされた方は聞かれたことありますか。

○小仲委員　　いや、これに特化した話はしていないですから、ダウンロードしたということ余りまだ聞いていないんですけど。でも、うちのひろばでこれの試しをやる時に、ひろばの利用者に一回意見を聞かせてと来てはったから、その人らはもうあることを知ってるから、やっていると思います。

○山縣会長　　ぜひ、目標値はまだまだ遠いので、利用者のためのものだというふうに、事業者のためのものではないとは言いませんけれども、事業者はむしろサービスの中身を充実していただいて、それによって利用者がふえていくというところの事業者側の協力を、ぜひお願いをしたいと。

今、改めてさっき確認をしてみたんですけども、企業が子育て応援団という形で協力をいただいていると。堺の本体のホームページには載っているんですが、リストとか中身とか。ここ、今はリンクしていません、今確認したら。子育て応援アプリと子育て応援団が繋がっていない。

○事務局　　つながっています。

○山縣会長　　つながっていますか。ぱっと出てこなかった。かなり深いところにある可能性があるんで、企業もせっかくやってくださっているんだったら、もうちょっと私は応援してあげたらなど。広告の意味も込めて。無料で広告できますよみたいな形で企業の方もどんどん応援団に入っていて、いろんな地域で特性を生かした取り組みをしてもらうようなことに、これにつながっていけばいいなというふうに思っていました。ちょっと私の見間違いかもしれませんが、少なくとも、探すとしても深いところにしかない可能性があります。ぱぱっと見た感じ出てこなかった。

済みません。ということで、ほぼ予定の時間が来ましたので、いろんな御意見等、ある

いは提案から今後に向けて、次年度以降の会議の資料のつくり方等も非常に重要なアイデアをいただいたと思います。ありがとうございました。

どうぞ。

○石戸子ども家庭課長　　会長、済みません。先ほど、吉田委員の御質問、新規事業で13番、ひとり親家庭の学び直し事業なんですけれども、先ほど高校中退者は対象にならないのかという御質問で、高校中退者も対象になります。

補足しますと、27年度から国のほうで創設されまして、このときは親だけが対象やっただけなんですけれども、28年度からはひとり親家庭の子どもも対象ということで、親と子ども対象に堺市でもこのメニューを取り入れまして、28年度から実施しております。改めて言いますけれど、中卒程度を高校卒業程度の資格を取っていただくということが趣旨ですので、高校中退者も含めて制度の対象といたしております。

訂正いたします。よろしく願いいたします。

○山縣会長　　ありがとうございました。よかったです。

じゃあ、事務局のほうにお返しします。

○宮前子ども企画課長　　皆様、本当に長い間ありがとうございました。アプリの件についても先ほど御意見を頂戴いたしましたので、いろんな意見をいただきながら、また改善に尽くしてまいりたいと思っております。

来年度の会議につきましては、今のところ開催時期や案件については未定でございますが、ことしは委員の改選もございますので、引き続き委員となられました方につきましては、詳細が決まり次第、開催案内をお送りさせていただきたいと存じます。またよろしく願いいたします。

それでは、これもちまして堺市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間にわたり、本当にありがとうございました。